

岩石採取場立入調査採点評価基準

採点評価基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識の状況

（1）標識の設置

- 3点 内容、場所ともに適切に記載、設置がなされている。
- 2点 内容若しくは場所が不適切である。
- 0点 標識を設置していない。又は、内容及び場所が不適切である。

（2）危険標識、立入防止柵の設置

- 3点 危険標識、防止柵等の危険防止対策が十分である。
- 2点 全般的に十分とはいえない。
- 0点 全く対策が講じられてない。

二 採掘状況

（1）全体事業区域

- 6点 区域全体にわたって境界表示がなされている。
- 4点 部分的に境界表示がなされていない場所はあるが、事業区域外での採取は行われていない。
- 2点 境界表示は全くないが、事業区域外での採取は行われていない。
- 0点 境界表示が全くなく、事業区域外での採取が行われている。

（2）採取区域（当該認可の採取区域）

- 5点 杭等による明示があり、保全区域の必要な箇所全部について計画どおり確保されている。
- 3点 杭等が部分的に欠落しているが、保全区域は確保されている。
- 1点 杭等の表示は全くないが、保全区域は確保されている。
- 0点 杭等の表示が全くなく、保全区域での採取が行われている。又は、平面、断面を問わず、採取区域外採取が行われている。

(3) 表土の除去

- 5点 採掘に先がけ採掘箇所頂部から十分な表土の除去がなされており、法面も安全な勾配を保持している。
- 3点 表土の先行除去は行われているが、部分的に法面勾配等が不適切である。
- 1点 部分的に表土の除去が行われているが、剥土が完全ではなく法面勾配等も不適切である。
- 0点 全く表土の先行除去がなされていない。

(4) 登坂道路

- 6点 採掘頂部まで設置され、適正な登坂道路が確保されている。
- 4点 採掘頂部まで設置されているが、登坂道路の幅員等が一部不適切である。
- 2点 採掘頂部まで設置されておらず、登坂道路の整備状況（幅員、勾配、路面状況）も悪く改善が必要である。
- 0点 登坂道路が設置されておらず、早急なる対策が必要である。

(5) ベンチの高さ

- 7点 各ベンチの高さが採掘規格の範囲内である。
- 5点 各ベンチの高さが概ね採掘規格の範囲内である。
- 2点 採掘規格の高さを超えた箇所が少なからずあり、改善を要する。
- 0点 採掘規格の高さを超えた箇所が多数あり、早急なる改善を要する。

(6) ベンチの幅

- 7点 採掘規格の幅が確保されている。
- 5点 採掘規格の幅が概ね確保されている。
- 2点 採掘規格の幅より狭い箇所が少なからずあり、改善を要する。
- 0点 採掘規格の幅より狭い箇所が多数あり、早急なる改善を要する。

(7) 採掘面の勾配

- 7点 各ベンチの勾配が採掘規格の範囲内である。
- 5点 各ベンチの勾配が概ね採掘規格の範囲内である。
- 2点 採掘規格の勾配を超えた箇所が少なからずあり、改善を要する。
- 0点 採掘規格の勾配を超えた箇所が多数あり、早急なる改善を要する。

(8) 危害防止対策

- 5点 浮石、伐木等の除去、ベンチの法肩及び登坂道路などの高低差のある作業従事箇所において転落防止対策等が適切に講じられている。
- 3点 概ね対策が講じられているが、一部において改善を要する。
- 1点 不適切な箇所が少なからずあり、適切な対策を要する。
- 0点 対策が不備であり、早急なる対策を要する。

三 搬出路

場外搬出路

- 5点 採取場から公道等へ出入りする際の汚損対策が適切に行われ、道路の破損等は見受けられない。
- 3点 採取場から公道等へ出入りする際の汚損対策は行われているが、一部で補修や清掃等が必要である。
- 1点 汚損対策が不十分であり、道路の補修や清掃及び側溝の浚渫等が必要である。
- 0点 汚損対策を行っておらず、早急なる対策を要する。

四 廃土石

廃土石処理

- 5点 計画どおり堆積され、適切に維持管理（排水関係、緑化等）がなされている。（場外の廃土堆積場も含む）
- 3点 一部計画どおり堆積されていない箇所や、適切に維持管理されていない箇所がある。
- 1点 計画どおり堆積されていない箇所が少なからずあり、改善を要する。
- 0点 計画どおり堆積されていない箇所や、適切に管理されていない箇所が多数あり、早急なる対策を要する。

五 排水処理

（1）場内水処理

- 5点 場内排水路が整備され、維持管理（浚渫等）も十分行われている。
- 3点 場内排水路の整備が一部不十分であるが、維持管理は行われている。
- 1点 場内排水路の整備が不十分であり、維持管理も行われていない。
- 0点 場内排水路の整備が全くなされていない。

（2）沈殿池の管理

- 7点 沈殿池の処理能力が計画どおりであり、適正に浚渫、管理されている。並びに堅固な柵が設置されている。
- 5点 沈殿池の処理能力が計画どおりであり、適正に浚渫もされているが、堅固な柵等が設置されておらず安全面での管理が一部不十分である。
- 3点 沈殿池の処理能力及び安全面での管理が不十分である。
- 0点 沈殿池がその機能を全く果たしていない。

六 公害防止

公害防止対策

- 6点 粉塵、騒音、振動発生施設に対する公害防止対策が適切である。
- 4点 粉塵、騒音、振動発生施設に対する公害防止対策が一部不適切である。
- 2点 公害防止対策が不適切である。
- 0点 公害防止対策が全く講じられていない。

七 跡地対策

(1) 跡地整備

- 6点 終掘箇所が跡地整備計画に基づき整備が行われており、計画どおり残壁法高、小段幅及び平均勾配が保持されている。
- 4点 終掘箇所の跡地整備及び残壁の形状に一部不適切な箇所がある。
- 2点 終掘箇所の跡地整備及び残壁の形状に跡地整備計画や採取計画と異なった箇所が多数あり、改善を要する。
- 0点 全体的に跡地整備が行われておらず、早急に整備を要する。

(2) 緑化対策

- 6点 計画どおり順次緑化が図られている。
- 4点 計画に基づいて緑化の試みはなされているが、活着が不十分であり必ずしも計画どおりに緑化していない。
- 2点 計画に基づいた緑化の試みが不十分である。
- 0点 計画に基づいた緑化が行われていない。

八 その他

業務管理者の職務

- 6点 採取計画を十分把握し指導監督を行い、職務を誠実に履行している。
(上記項目 8 4点以上)
- 4点 採取計画の把握、監督指導が一部不十分である。
(上記項目 6 6点以上)
- 2点 採取計画の把握、監督が不十分である。
(上記項目 4 8点以上)
- 0点 採取計画の把握、監督指導が全くなされていない。
(上記項目 4 8点未満)

岩石採取場立入調査表

調査年月日	
調査員	
採石業者名	
採取場の所在地	
従前の認可期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (年間)
立会者	申請者; 業務管理者
	コンサルタント;

区分	調査事項		評価				備考			
一	標識の状況	1	標識の設置	3	2	—	0			
		2	危険標識、立ち入り防止柵の設置	3	2	—	0			
二	採掘状況	1	事業区域	6	4	2	0			
		2	採取区域	5	3	1	0			
		3	表土の除去	5	3	1	0			
		4	登坂道路	6	4	2	0			
		5	ベンチの高さ	7	5	2	0			
		6	ベンチの幅	7	5	2	0			
		7	採掘面の勾配	7	5	2	0			
		8	危害防止対策	5	3	1	0			
三	搬出路	—	場外搬出路	5	3	1	0			
四	廃土石	—	廃土石処理	5	3	1	0			
五	排水処理	1	場内水処理	5	3	1	0			
		2	沈殿池の管理	7	5	3	0			
六	公害防止	—		6	4	2	0			
七	跡地対策	1	跡地整備	6	4	2	0			
		2	緑化対策	6	4	2	0			
八	その他	—	業務管理者	6	4	2	0			
合計							0		合計	点

総括: 評価点の合計は 点であり、岩石採取計画の認可期間を定める事務処理要領に基づき 年以内の認可期間となる。